# 岡山県エコ製品申請書記載要領

### 1 共通事項

申請は、製品のブランド別に行うことを原則とします。

なお、同一ブランドであっても違う用途に使用される場合(ズボンと上着など)は申請を別に行ってください。

なお、県土木部において、製造施設に係る基準を設けている製品(再生骨材、アスファルト合材、改良土など)は、工場単位で申請してください。

注) 判断が困難なケースは、事前に県循環型社会推進課に御相談ください。

### 2 個別事項

(1) 申請者の要件

申請に係る製品を現に製造している者であることを原則としますが、販売事業 業者であっても、自社開発製品である場合又は当該製品の岡山県内での販売権を 有する事業者からの申請も受け付けます。この場合、当該製品の開発事業者から の承諾を取っていることを前提とします。

申請者の欄には、当該申請者の住所・氏名等を記入してください。

注) 当該製品の製造工場が岡山県内にあることが必須要件です。

(2) 品目名

「岡山県エコ製品の認定及び利用の推進に関する要綱」別表の品目 (細区分のあるものは細区分まで) を記入してください。

(3) 製品名 (用涂)

「製品名」は商品のブランド名を記入してください。 「(用途)」は製品の用途を具体的にわかりやすく記入してください。

(4) 販売価格

標準価格表を設けている場合は、それによってください。 (標準価格表を申請書に添付してください。)

(5)年間生産(販売)予定量

申請の前年度実績と申請年度の見込みをそれぞれ記入ください。量の単位も具体的に記入ください。

- (6) 製造加工場 住所は番地まで、名称は広告等で使用の表現を記入ください。
- (7) 販売場所 主な販売店を具体的に記入してください。
- (8) 製品のサイズ・重量等

製品の縦、横、高さ、重量、容量等、販売又は納品に当たって実際に使用している表現を記入してください。(単位を必ず記入してください。)

(9) 製品の原材料等となる循環資源の状況

製品に使用している循環資源(廃棄物等)が複数あるときは、循環資源ごとに記入してください。また、当該循環資源が複数の市町村の区域から発生している場合はすべて記入し、その市町村の区域ごとに使用割合を記入ください。

「その他参考」には、循環資源以外の使用する原料(材料)について具体的に記 入ください。

(10) 製造・販売に当たって必要な法令

廃棄物処理法の業又は施設の許可が必要な場合、その旨を記入するなど製造・ 販売に当たって許認可や届け出が必要な法令がある場合に記入してください。 なお、必要とされる法令等の手続きを行っていない場合は、岡山県エコ製品と して認定することはできません。

- (11) JIS番号 有る場合は、有るに○をして具体的に番号を記入してください。
- (12) 製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減への配慮・効果 下記記入例を参考に具体的に記入してください。

製造段階では、副産物の発生抑制のための具体的な措置など 流通段階では、販売場所までの輸送に当たって通い箱等を使用など 使用段階では、他の同種の製品と比較して長期間使用できるなど 廃棄段階では、リサイクルしやすい製品であるなど

「効果」については、製品のライフサイクルの各段階において特にPRできる 点を記入してください。

- (13) 製品の品質・安全性の維持・確保の措置
  - JIS認定工場で生産やISO9001の認証取得のほか品質・安全性の維持・ 確保のための社内の取組み等具体的に記入してください。
- (14) 事業場における生活環境保全対策の状況

環境汚染防止のための法令等(大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など)を遵守していることがわかる内容(社内の環境管理体制や近隣住民に対して行っている内容など)を記入してください。

- (15) 添付書類等
  - 1) 当該製品 材質のサンプル、製品の写真又は製品の掲載されているパンフレットを添付すること
  - 2) 当該製品の製造加工フロー 原材料の入手段階も含め、製品の製造工程を具体的に明らかにすること
  - 3) 岡山県エコ製品の認定要件への適合状況を明らかにする書類 ☆循環資源の基準

循環資源の使用割合を明らかにするため、循環資源の年間の購入量、製造工程におけるロス、当該製品の年間の生産量等を明らかにする書類を 添付すること。

☆安全性及び品質に関する基準

- ・公的な規格の認定等を受けている製品については、そのことを証する書類 を添付すること。
- ・ J I S規格等公的な規格に準拠しているものは、これらに適合していることを証する公的な検査機関の検査データ等を添付すること。この場合試料の採取方法も含めた試験方法を明らかにすること。
- ・個別に掲げる品質等の基準に関しても同様であること

・資材に属する品目に関して、土壌の汚染に係る環境基準の取り扱いについては、当面別紙によるものとする。

### ☆環境負荷低減の基準

- ・エコマーク等の認証を受ているものは、その認定証等の写しを添付すること。この場合、有効期間を明らかにする書類を添付すること
- ・工場がISO14001等の認証取得を受けている場合は、このことを 証する書類を添付すること
- ・会社としての環境方針や環境管理体制・組織を明らかにした書類を添付すること

## 岡山県エコ製品の認定上の土壌環境基準の取扱いについて

資材に係る岡山県エコ製品の共通基準のうち土壌環境基準(安全性及び品質に係る基準)の取り扱いは次のとおりとする。

### I 適用除外

再生原料の入手先が明らかであり、当該原料の使用実態や保管方法から有害物質を含有するおそれのない原材料のみを使用する製品であって、製品の製造、加工の過程で有害物質が含まれるおそれのないものについての取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 再生原料としてコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊のみを使用する再生アスファルト混合物及び再生骨材については、土壌環境基準を適用しないものとする。
- (2) 再生原料として木くず、廃ゴム、廃プラスティック、採石、窯業廃土、ガラス陶磁器くず、微粒珪砂(キラ)、鋳物砂、繊維くず若しくは古紙又はこれらの原料の混合物のみからなるものを使用した資材については、土壌環境基準を適用しないものとする。

#### Ⅱ 検査項目及び目標基準の特例

再生原料として高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、焼却灰、石炭灰又はフライアッシュ(焼成又は溶融されたものに限る。)を使用する製品、浄水ケーキ(水道又は工業用水道汚泥を原料としたものに限る。)、汚泥(製紙スラッジ、アルミスラッジ、又は磨き砂汚泥であって、焼成又は溶融されたものに限る。)、湖沼等の汚泥、バーク堆肥及び植生基盤材に係る検査項目及び目標基準については、当面の間、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」によるものとする。ただし、これらの再生原料の入手先が明らかであり、当該原料の保管実態等から有害物質を含有するおそれのないものであり、かつ、製品の製造、加工の過程で有害物質を含有するおそれのない場合に限るものとする。

### Ⅲ 検査対象

製品の製造、加工の過程で有害物質が含まれるおそれのない製品については、当該製品に使用される再生原料の入手先における当該再生原料の土壌環境基準に係る検査データによることができることとする。

### Ⅳ 年次報告の取り扱い

申請時点と製造・加工方法、原料の入手先、原料の保管方法に変わりがない製品については、岡山県エコ製品の認定後毎年報告するものとされている報告書に添付する資料として、土壌環境基準への適合状況を証する書面を省略することができる。